

入札説明書

「国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事」に係る入札公告（電気工事）に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成28年7月6日

2 契約責任者等

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 部長 荒木 亨

3 工事概要等

(1) 工事名 国立青少年教育振興機構

国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事

(2) 工事場所 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1

(3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 平成28年12月22日（木）まで

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-4号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る平成28年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2のA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了した照明を含む電気設備の新設又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」で定める「一定の期間」については専任を要しない。

- ① 2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 1級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士又は第3種電気主任技術者の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成13年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するもの。
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 東北地方に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

担当部署名 管理部財務課施設管理室

電話番号 03-6407-7676 E-mail : honbu-sisetu@niye.go.jp

FAX 番号 03-6407-7662

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる

事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。申請書及び資料について質問のある場合には、上記5の担当部局にて下記提出期間内において受け付ける。

- ① 提出期間：平成28年7月7日(木)から平成28年7月26日(火)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：申請書及び資料は書面を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成13年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済みのものに限り記載すること。

① 施工実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年8月2日（火）までに書面により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約責任者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：平成28年8月9日（火）17時00分
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：書面により提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、平成28年8月17日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 現場説明書及び設計図に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成28年7月20日（水）から平成28年7月26日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ
- ③ 提出方法：書面により提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、質疑の有無に関わらず電子メール又はFAXにて競争参加資格認定者全員に通知する。

回答日時：平成28年8月2日（火）10時00分まで。

9 入札及び開札の日時及び提出場所等

- (1) 入札日時：平成28年8月3日（水）から平成28年8月9日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで（ただし、最終日の8月9日（火）は、12時00分まで。）。

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

- (2) 入札場所 : 〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
国立花山青少年自然の家 管理係
- (3) 開札日時 : 平成28年8月10日(水) 15時00分
- (4) 開札場所 : 〒987-2593 宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1
国立花山青少年自然の家 管理研修棟2階小研修室
- (5) その他 : 契約責任者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、書面により持参もしくは郵送の上、提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約責任者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書提出期限後、同日17時までに上記5に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、押印し、ファイル形式は以下によること。
 - ・PDFファイル（Acrobat8以下で保存）

なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除

く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について経理責任者が説明を求めることが出来る。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第2第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 工事費内訳書はデータファイルで下記宛に入札最終日12時00分から17時00分の期間に提出するものとする。

国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室宛 honbu-sisetu@niye.go.jp

※郵送の場合も国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室宛とする。

- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 契約書作成の要否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

請負代金(前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。)は、受注者からの適法な支払請求に基づき2回以内に支払うものとする。

19 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

20 苦情申立て

契約責任者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7

(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 久保田達也に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間 :平成28年8月17日(水)から平成28年8月26日(金)まで当該書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時00分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 手続における交渉の有無 無

23 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料の虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

提出書類一覧

I. 入札書提出前の提出書類

チェック欄

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 1. 文部科学省における一般競争参加資格通知書の写し | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 競争参加資格確認申請書（別記様式 1） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 同種工事の施工実績（別記様式 2） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 同種工事の施工実績を確認できる書類（契約書、図面、コリンズ等の写し 3 点） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 技術者の資格及び経験（別記様式 3） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 6. 技術者の経験した工事を確認できる書類
（契約書、図面、コリンズ等の写し 3 点）
（3. 同種工事の実績と異なる同種の工事の場合に提出） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 7. 技術者の資格証の写し（監理技術者資格者証等入札説明書で指定する資格） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 8. 技術者が会社に所属していることを証明する書類（健康保険証等の写し） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 9. 東北地方に本支店等が所在することが確認できる書類（会社案内等） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 10. 担当者名刺 | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 11. 返信用封筒（定形（長 3）封筒に 3 9 2 円分の切手貼付） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |

<提出方法>

- 提出期限 平成 2 8 年 7 月 2 6 日（火） 1 7 時 0 0 分（必着）
- 提出先 東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室

II. 入札時の提出書類

チェック欄

- | | | |
|--|-------|--------------------------|
| 1. 入札書（3. 定形封筒に入れ密封する・日付は提出日とする） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 委任状（代理人場合は様式 2、復代理人の場合は様式 3 も提出） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 定形封筒（密封した封の上に入札者の印を押す） | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 代理人（復代理人）の名刺 | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 競争参加資格確認通知書の写し | … 1 部 | <input type="checkbox"/> |
| その他、再度入札に備えて、予備の入札書及び委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑も持参すること。 | | |
| 6. 工事費内訳書
工事費内訳書の提出方法はデータファイルで下記宛に提出するものとする。
国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室宛 honbu-sisetu@niye.go.jp
工事費内訳書の提出期間は入札最終日 1 2 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。 | | |

<提出方法>

- 提出期限 平成 2 8 年 8 月 9 日（火） 1 2 時 0 0 分（必着）（上記 1, 3）
※上記 2, 4, 5 は開札当日に持参
- 提出先 〒 9 8 7 - 2 5 9 3 宮城県栗原市花山字本沢沼山 6 1 - 1
国立花山青少年自然の家 管理係

III. 落札後の提出書類

落札決定後、別途指示する。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 部長 荒木 亨 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成28年7月6日付けで公告のありました国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-4号）第3条及び第4条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1.入札説明書 記6(3)①に定める施工実績を記載した書面
- 2.入札説明書 記6(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3.入札説明書 記6(3)に定める契約書等の写し

注) 申請書に返信用封筒（表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金(392円)に相当する切手を貼った長3号封筒とする。）を添えて提出すること。

同種工事の施工実績

(国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事)

会社名: _____

同種工事の判断基準		(例) 平成13年度以降に、元請けとして完成、引渡し完了した照明を含む電気設備の新設又は改修工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工事名称等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
工事概要	構造・階数	
	工事内容	
CORINS 登録の有無		有(CORINS 登録番号)・無

注1 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記に掲げる施工実績を有すること。

注2 同種工事の施工実績については、平成12年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書(財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

別記様式3

(用紙 A4)

(単体有資格業者・経常建設共同企業体のいずれか一者)

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

(国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事)

会社名: _____

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

氏名	主任(監理)技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	(例) 2級電気工事施工管理技士(取得年及び登録番号)	
同種工事の判断基準	(例) 平成13年度以降に、元請けとして完成、引渡し完了した照明を含む電気設備の新設又は改修工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(m ²)
	工事内容	
	工事成績	(点)
	CORINSへの登録	有(CORINS登録番号)・無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成○年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡し完了しているもの限り記載すること。

また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料(財団法人日本建築情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注3 工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事で、配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した、平成12年度以降に完成した工事成績を記載し、工事成績評定の通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注4 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

[入札保証金納付書（別紙 第1号様式）]

[入札辞退書（別紙 第2号様式）]

[入札書（別紙 第3号様式）]

[契約保証金納付書（別紙 第4号様式）]

[委任状の記載例]

入札保証金納付書

入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔請負に付される工事名〕

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として、上記金員を納付します。

この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告で示された手続きをしなかったときは、国立青少年教育振興機構に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

独立行政法人

国立青少年教育振興機構 御中

競争加入者

〔住 所〕

〔氏 名〕

Ⓜ

入札辞退書

〔請負に付される工事名〕

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

独立行政法人

国立青少年教育振興機構 御中

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕

印

入札書

〔請負に付される工事名〕

入札金額

金

円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人

国立青少年教育振興機構 御中

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕

印

備考（実際の入札書として使用する際はこの備考を削除すること。）

- （1）競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

契約保証金納付書

契約保証金が現金であるときはその金額、契約保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔請負に付される工事名〕

上記工事の契約保証金として、上記金員を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立青少年教育振興機構に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

独立行政法人

国立青少年教育振興機構 御中

競争加入者

〔住 所〕

〔氏 名〕

印

注) 支店長等が代理人の書式

【代理委任状の参考例2：支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人

国立青少年教育振興機構 御中

委任者（競争加入者） ○○都○○区○○
○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

私は、下記の者を代理人と定め、貴所との間における下記工事の一切の権限を委任します。

記

工 事 名 国立○○青少年の□□家○○○○○○○○○○工事
受任者（代理人） ○○県○○市○○2-2-2
○○○株式会社
○○支店長 ○ ○ ○ ○

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件
 - 6 その他契約に付随する件

受任者（代理人） 使用印鑑

競争加入者心得

(趣旨)

第1 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「青少年教育振興機構」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令〕〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令〕その他の法令及び文部省発注工事請負等契約規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。〔注・〔 〕は当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合に記載する。〕

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であって、契約責任者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。なお、未成年者、被保佐人は又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第3条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債	同左
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同左
オ	地方債	債券金額
カ	契約責任者が確実に認める社債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額

キ	銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の 1 月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関の保証	保証金額

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第 1 号様式の入札保証金納付書(以下「入札保証金納付書」という。)に添えて、出納責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 管理部財務課長 阿部 幸治(以下「出納責任者」と言う。)に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律(明治 39 年法律第 34 号)の規定により登録された国債又は社債等登録法(昭和 17 年法律第 11 号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、契約責任者に提出しなければならない。

第9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 6、第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納責任者に提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第 5 から第 9 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名(法人にあっては、

その名称又は商号)を明記するものとする。

第11 競争加入者は、保険会社との間に青少年教育振興機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の青少年教育振興機構帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、青少年教育振興機構に帰属するものとする。

(入札)

第14 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第16 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

1 入札執行前であつては、別紙第2号様式の入札辞退書を契約責任者に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

2 入札執行中であつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、契約責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮

明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、契約責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第25 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 入札書は、[入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約責任者においてやむを得ないと認めたときは]書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約責任者あての親展で提出しなければならない。
〔注・〔 〕は、当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。〕

第27 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第31 契約責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第32 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 1 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 2 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 3 請負に付される工事の表示、入札金額の記載のない入札書
- 4 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書

- 5 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名刺又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- 6 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 7 入札金額の記載が不明確な入札書
- 8 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- 9 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- 10 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 11 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 12 その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第35 予定価格が 1 千万円を越えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容

に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約責任者の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が 1 千万円を越えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第 35 及び第 36 の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約責任者が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を別紙第4号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）に添えて、出納責任者に納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、契約責

任者に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に青少年教育振興機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約責任者に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約責任者に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手はその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納責任者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の青少年教育振興機構帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、青少年教育振興機構に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

工事請負契約書(案)

工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家 プレイホール照明器具落下防止対策工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 田中壮一郎 代理人 理事 久保田達也
と受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1において施工する。

第3条 着工時期は、平成28年8月12日とする。

第4条 完成期限は、平成28年12月22日とする。

第5条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を伏し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき、2回で支払うものとする。

第8条 請負代金は、 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。

第9条 請負代金の請求書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室に送付するものとする。

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。「以下「独占禁止法」という。)」第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定した者ものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定

に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害を請求することを妨げない。

第12条 この契約についての一般的約定事項は別記の工事請負契約基準によるものとする。

第13条 別記の工事請負契約基準第34第1項中「10分の4」を「10分の5」に読み替え、第34第5項中「10分の4」を「10分の5」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替え、第34第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の6」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替える。

第14条 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり、読み替えるものとする。

第36 受注者は前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者間とが協議して定めるものとする。

この証として、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年8月10日

発注者	住所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	理事長	田中 壮一郎
代理人	理事	久保田 達也

受注者	住所	
	氏名	